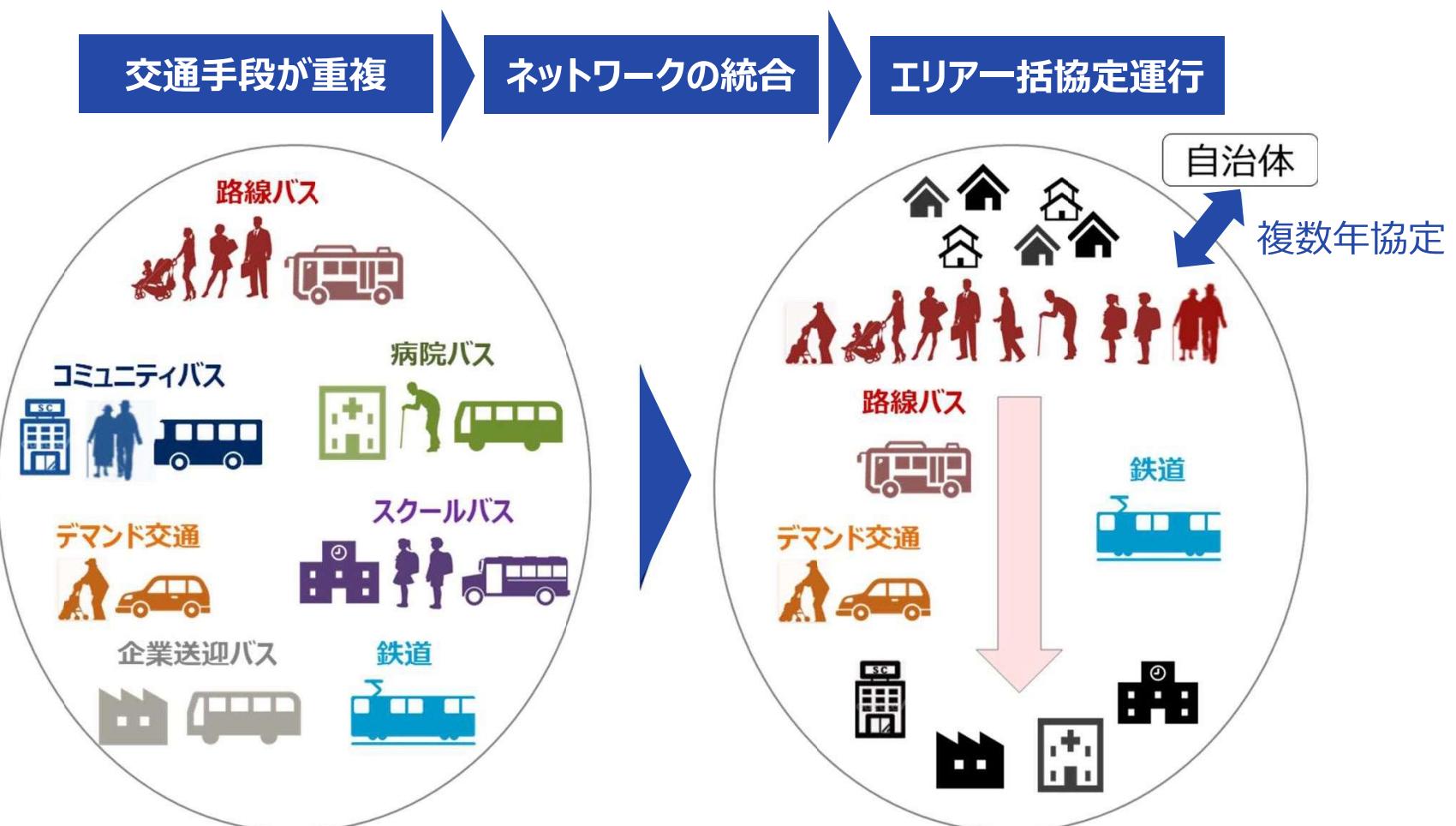


3. ④エリア一括協定運行事業

- 自治体と交通事業者は、**複数年かつエリア単位**で、黒字路線・赤字路線を一括運行する協定を締結。
- 国は、当該運行について複数年（最長5年）定額を支援し、当該**支援額を初年度に明示**。
- 協定期間に経営改善により生じた**収益は交通事業者に帰属**。次の協定期間には**要補助額が減少**。



3. ④エリア一括協定運行事業(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱)

○補助金交付要綱に基づく申請フロー

- ①自治体が、地域公共交通計画に、エリア一括協定運行事業に係る地域公共交通利便増進事業に関する事項（事業概要、実施期間等）を定める
- ②自治体が、交通事業者との間で、エリア一括協定を締結する
- ③自治体が、地域公共交通利便増進実施計画の大蔵認定を受ける
- ④法定協議会が、交付要綱に基づいて、エリア一括協定運行事業の補助を申請する

①エリア一括協定運行事業の定義（第18条の3）

- ・地方公共団体が、乗合バス事業者その他の交通事業者との間において、
- ・交通サービス購入費、実施区域、実施期間、運行系統、運行回数、費用負担その他の実施方法に関する協定を締結し、
- ・当該協定に基づいて運行系統を運行する事業であって、
- ・利便増進計画に当該協定に定められた実施方法に関する事項が記載されたもの

②補助対象事業者（第18条の4）

法定協議会（複数の法定協議会も可）

③補助対象期間（第18条の4）

エリア一括協定運行事業に関する協定に定められた、
前年度10/1～当該年度9/30を1年間とする、3～5年の期間

④補助対象事業の基準（第18条の5）

補助対象経費 = 交通サービス購入費

- ・利便増進計画に定める事項として協定に記載された、
- ・実施期間における運行実施者による交通サービスの提供の対価として地方公共団体が支払う費用であって、
- ・エリア一括協定運行事業の運行系統について、その欠損額の合計を基礎として、地方公共団体と運行実施者との間で取り決められた額

補助金交付額

補助対象事業の実施期間を通じた補助金交付額総額に相当する額として、以下の算定方法により交付

$$\left[\text{本事業対象の全運行系統のうち、直近年度} \\ (=2\text{年前}) \text{に旧補助系統} (=幹線・フリー) \times \text{実施期間年数} \right] = \text{補助金交付額総額}$$

（支給を受けている系統）の補助金総額

⑤利便増進計画の作成主体の考え方

- (1)原則として、複数市町村で利便増進計画を作成（複数市町村に跨る旧補助系統を含む事業のため）
- (2)例外として、単独市町村で計画作成（不参加市町村がある場合）
→不参加市町村の旧補助系統の部分を、現行補助の特例として距離等按分により補助額を分割
- (3)例外として、隣り合う市町村で別の計画作成（異なる別のエリア一括実施の場合）
→各市町村に係る旧補助系統の部分を、距離等按分により補助額を分割

⑥地域公共交通計画・利便増進計画への記載事項（第18条の6）

（地域公共交通計画）

- ・本事業における運行系統の当該地域における位置付け、必要性
- ・当該運行系統に係る事業及び実施主体の概要

（地域公共交通利便増進実施計画）

- ・協定に定められた交通サービス購入費、実施区域、実施期間、運行系統、運行回数、費用の総額、負担額その他の事業の内容・実施主体の詳細
- ・実施期間における国の補助金交付額総額 等

⑦二期目のエリア一括協定運行事業（第18条の5第4項）

1期目終了後、翌年又は翌々年から、2期目のエリア一括協定運行事業を実施する場合には、2期目の単年度交付額を以下の算定方法により交付

$$\left[\text{過去3年間の旧補助系統の交付額} (\text{※現行補助の基準で算定}) \text{の3年平均額} \right] < \text{1期目の単年度交付額}$$

⑧エリア一括協定運行調査事業（第147条～第150条、別表33）

補助対象経費

本事業を実施するに当たっての路線再編やダイヤ改善の検討、エリア一括内における対象系統の選定、住民への交通ニーズ調査、利用者データの分析 等

補助上限 上限1,000万円